

公益社団法人茨城県理学療法士会寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本会が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付するもの
- (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申込に当たり、あらかじめ使途を特定するもの

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に、残額を管理費に使用するものとする。

2. 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、受領書及び証明書を寄付者に送付するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄付者が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本会の業務遂行上支障があると認められるとき及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第6条 本会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。